

越前市給水装置工事仕様書

1. 総則

1. 1 総則

1. 越前市水道事業給水条例第13条第1項の規定に基づき、指定給水工事事業者が施工する給水装置工事の設計及び施工の方法は、この仕様書に定める。
2. この仕様書によるほか、共同住宅については越前市共同住宅給水装置施工指針及び越前市中高層建築物給水装置施工指針、受水槽の設置については越前市貯水槽水道施工指針による。
3. この仕様書によりがたいもの、又はこの仕様書に規定されていないものは水道施設設計指針・解説又は本市の指示による。
4. 正当な理由なくして以下の仕様を遵守しない場合は、指定取消しを含めた処分を検討するものとする。

1. 2 目的

この仕様書は、給水装置の設計及び施工に関して必要な事項を定め、工事の適正、かつ合理的な施工を図ることを目的とする。

1. 3 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

1. 4 工事の種類

給水装置工事の種類は次のとおりとする。

1. 新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。

2. 増設工事

既設給水管から、口径、管種、配管位置等を変更せずに給水用具を増やす工事をいう。

3. 改造工事

給水装置の原形を変える工事で、口径、管種、配管位置及び給水用具の一部又は全部を変更、撤去する工事をいう。

4. 臨時工事

一時的に仮設に使い、使用終了時に撤去する工事をいう。

5. 修繕工事

給水装置の破損箇所を原形に修復する工事で、蛇口、給水管などの部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

6. 撤去工事

不要となった給水装置を配水管分岐箇所から撤去する工事をいう。

1. 5 給水方式

給水方式は、直結方式、直結増圧方式、及び受水槽方式とする。

直結方式を原則とし、4階以上10階程度までの中高層建築物は直結増圧式とする。(階数に関わらず、建物の高さ、土地の標高や配水管の口径等で水圧、水量が変わるので事前に十分調査すること)

ただし、次の各号に該当する場合は、受水槽式給水によるものとする。

- (1) 薬品を取り扱う工場等、逆流によって配水管の水質、又は給水装置内の水質に汚染をきたすおそれがある場合。
- (2) 常時一定の水圧、水量を必要とする場合。
- (3) 配水管の供給能力を超える給水量を必要とする場合。
- (4) 4階以上の高層建物に給水する場合。(ブースターポンプが設置できない場合のみ)
- (5) 工事及び事故等の断水時にも持続して給水を必要とする場合。

1. 直結方式

配水管の水圧を利用して給水装置の末端である給水栓まで給水する方法をいう。

2. 直結増圧方式

給水管の途中にブースターポンプを設置し圧力を増して直結給水する方法をいう。

3. 受水槽方式

受水槽を設け、水道水を一旦これに貯めてから給水する方法をいう。

受水槽以下の装置の設置基準は建築基準法施行令に基づくものとする。

4. 併用方式

直結方式、直結増圧方式、及び受水槽方式を併用する方法をいう。

1. 6 給水の原則

1. 同一敷地内で同じ目的で使用される給水装置については建物の棟数に関係なく一つの給水装置とする。
2. 一つの建物であって構造上、利用上独立して使用される区画(店舗、事務所、アパート等)が設けてあるものは個々の居住者に供給対象とみなして一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱をし、各々一つの給水装置とする。
3. ブースターポンプ又は受水槽を設ける施設については、ブースターポンプ又は受水槽ごとに一つの給水装置とする。(ブースターポンプ又は受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。)

2. 給水装置の構造と材質

2. 1 構造と材質

1. 給水装置は衛生的かつ最も経済的に給水できるものでなければならない。
2. 構造及び材質は、次の基準に適合しなければならない。(水道法第16条)
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。

- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に対し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な処置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2. 2 ブースターポンプ

ブースターポンプの構造は越前市中高層建築物給水装置施工指針による。

2. 3 受水槽

受水槽の構造は越前市貯水槽水道施工指針による。

3. 給水装置の設計

3. 1 設計要領

給水工事の設計にあたっては需要者が必要とする給水量と水質の保持を確保するほか将来とも維持管理が容易で経済的見地からも最良なものにしなければならない。

3. 2 調査事項

給水工事の設計にあたっては十分調査を行ない、設計に必要な資料を収集すること。

3. 3 事前協議

1. 設計に先立ち、次の各号については事前協議を必要とする。

- (1) 既設配水管の位置及び最小動水圧
- (2) 道路及び河川占用工事等の場合
- (3) 口径40mm以上の給水装置の設計
- (4) 共同住宅及び中高層建物の給水装置を設計する場合

2. 瞬間最大使用水量及び水理計算は下記による。

(1) 集合住宅の場合は、優良住宅部品認定（BL）基準により算定する。

$$10 \text{ 戸未満} \quad Q=42N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸以上} \quad Q=19N^{0.67}$$

Q は瞬間最大使用水量 (lit/min)、N は戸数、1 戸あたり平均人数 4 人

1 戸あたりの平均使用水量：250lit/人/日

(2) その他の場合は、器具給水負荷単位法により算出する。

(3) 瞬間最大使用水量を算定したら、口径50mm 以下ではウエストン公式、口径75mm

以上はヘーゼン・ウィリアムス公式により管内流速 2 m/sec を超えないような口径を算定する。

- (4) 分岐箇所から最も遠い給水栓の損失水頭を計算する。分岐箇所ごとに最大瞬間流量を求め損失水頭を計算し、残水圧が末端給水器具の作動する必要最低動水圧を上回るように口径を決定する。

3. 4 給水装置の構造及び材質の指定

越前市水道事業給水条例第 13 条の 2 第 2 項に基づき配水管の取付口から水道メーターまでの給水装置の構造及び材質を次のとおり指定する。

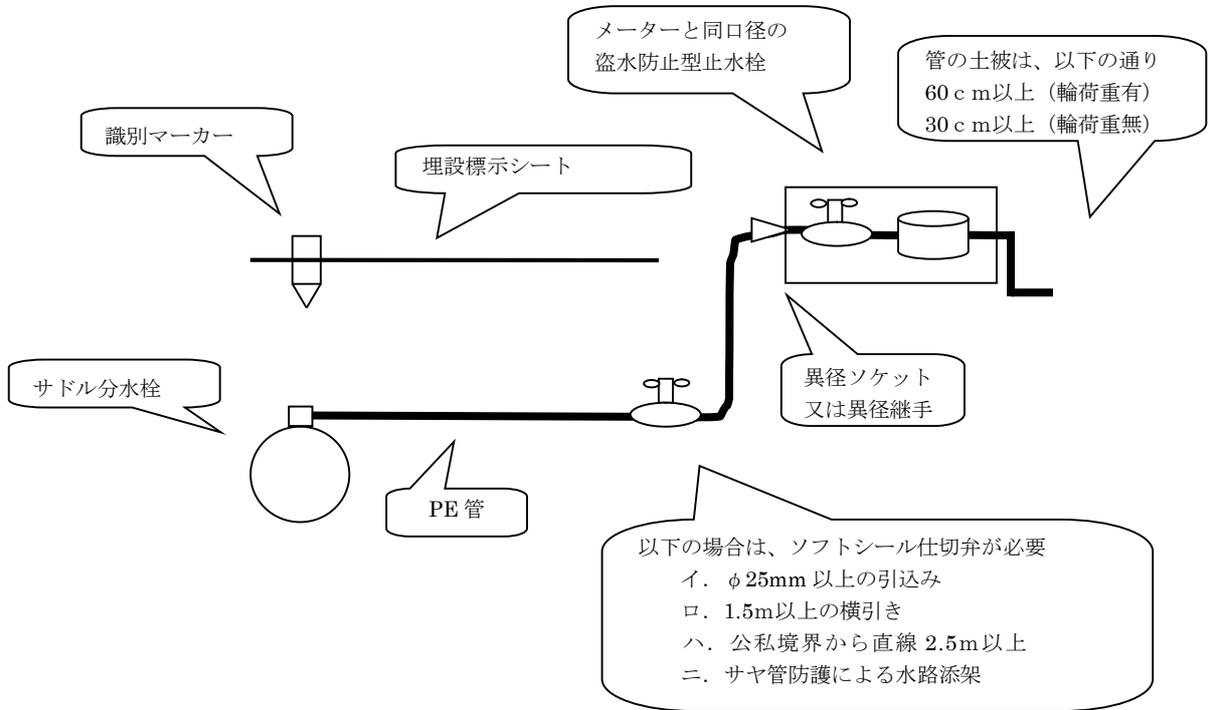
1. 構造は、給水管径に応じた分水栓又は不断水割丁字管、給水管、止水栓、水道メーター等で構成されていること。
2. 給水管は、口径 20 mm・25 mm は PE 管とし、止水栓は原則メーターと同口径とする。給水管径以下のメーターを設置する場合は、止水栓より上流側で口径を落とすこと（ブッシング不可）。PE 管の継手資材はコア一体型を使用すること。口径 40 mm 以上の給水管は HPPE 管とし融着もしくはメカ型継手を使用すること。
3. 使用する資材は、政令第 5 条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの、及び製造又は販売業者が自らの責任において当該製品の政令第 5 条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもので市長が認めたものとする

4. 給水管の分岐

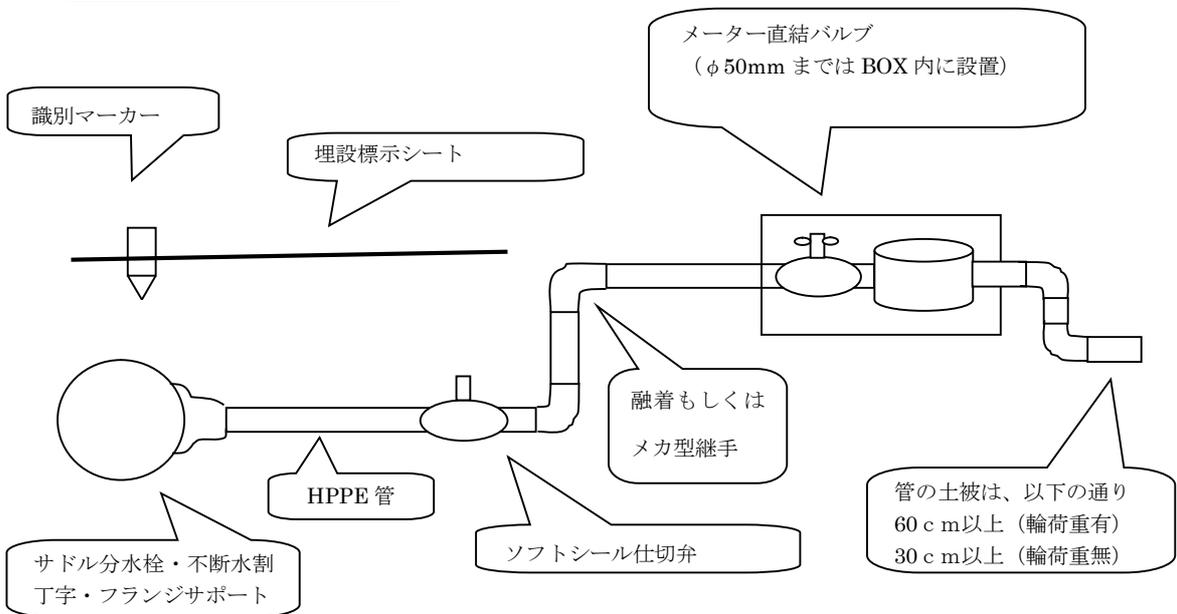
給水管の分岐は管径に応じた分水栓（サドル分水栓）又は不断水割丁字管を使用し、市係員立会いのうえ次の基準により施工すること。

- (1) 給水管は口径 300 mm 以下の配水管から分岐し、道路横断部分は配水管に直角に布設しなければならない。
- (2) 給水管の口径は 20 mm 以上とし、分岐しようとする配水管の口径より小さいものでなければならない。

φ 20・25mm の場合



φ 40mm 以上の場合



※φ 40mm 一次側には、サドル分水栓直後、ソフトシール仕切弁前後及び止水栓手前に S K X 継手を使用すること。
 ※φ 40mm 以上の場合、一次側に管標示テープを貼り付けること。
 ※越前市上下水道課の漏水及び水質管理範囲にフランジ部分がある場合はフランジサポートを取り付けること。

(3) サドル分水栓、不断水割丁字管又は丁字管の使用区分は下記による。

凡例 × 分水禁止

○ サドル分水栓

◎ 不断水割丁字

● 切取り (丁字管と仕切弁)

配水管径	管種	φ 2 0	φ 2 5	φ 4 0	φ 5 0	φ 7 5
φ 350 以上	铸铁	×	×	×	×	×
φ 3 0 0	铸铁	○	○	○	◎	◎
φ 2 5 0	铸铁	○	○	○	◎	◎
φ 2 0 0	铸铁	○	○	○	◎	◎
φ 1 5 0	铸铁	○	○	○	◎	◎
	HI ※	○	○	○	◎	◎
φ 1 0 0	铸铁	○	○	○	◎	◎
	HI ※	○	○	○	◎	◎
φ 7 5	铸铁	○	○	○	◎	×
	HI ※	○	○	○	◎	×
φ 5 0	HI ※	○	○	●	×	×

※HIにはHPPEを含む

- (4) 铸铁管に分水栓を取付、分水穿孔する場合は、穿孔個所の腐食防止のため分水栓用コアを取付けること。
- (5) 分水栓は异形管に取付けてはならない。また、配水管接続部から30cm以上離して取付けなければならない。
- (6) 給水管は交差点(バルブの内側)から分岐してはならない。
- (7) 分水栓は腐食防止のため保護シートで防護すること。
- (8) 配水管が末端となる場合は、分水栓は管末から2m以上離して取付けなければならない。

5. 給水管の布設

給水管の布設については、次の各号によるものとする。

- (1) 給水管の埋設深度は、道路部分は管上0.7m、宅地内は管上0.3m以上とする。ただし、宅地内で車両等の荷重がかかる所は0.6m以上とする。
- (2) 他の埋設物とは0.3m以上間隔を保つこと。
- (3) 下水、汚水柵など水道水の汚染されるおそれがある場所からは、できるだけ遠ざけ、又、建物の基礎その他の構造物の下には如何なる理由があっても布設してはならない。
- (4) 水路側溝を横断する場合は、原則としてサヤ管使用による伏越しとする。やむを得ず上部横断をする場合は、水路側溝の高水位以上に添架して保温巻きすること。
- (5) 改造工事等で、既存の給水管径が16mm以下の場合は、20mm以上に増口径すること。
- (6) 二区画以上の未開栓取出し工事については、越前市宅地開発に伴う水道施設指導要綱に基づ

き施工すること。なお、一区画のみの未開栓取出し工事は認めない。

(7) 給水管が取出し済みの場合、一次側の圧着箇所はMCユニオン等で補強すること。

6. 止水栓の設置

止水栓の設置については、次の各号によるものとする。

- (1) 止水栓は盗水防止型を使用すること。
- (2) 止水栓はメーターと同口径とすること。給水管より小さい口径のメーターを設置するときは、止水栓の手前で口径をさげること。
- (3) 止水栓等の設置位置は、開閉栓操作の容易な場所であって、維持管理に支障のない場所とする。
- (4) 口径50mm以下の給水管には、メーターBOX内に止水弁を設けなければならない。
- (5) 口径75mm以上の給水管の制水弁の位置は、市係員の指示によること。
- (6) 改造工事等で既存の止水栓が盗水防止型でない場合は、盗水防止型止水栓を使用すること。
- (7) 給水管の引き込みが次のいずれかに該当する場合は、止水栓とは別に中間バルブ（ソフトシール仕切弁）を設置しなければならない。

イ. 引込み口径が25mm以上の場合

ロ. やむを得ず、配水管分岐から1.5m以上横引きする場合

ハ. やむを得ず、官民境界から直線2.5m以上引込む場合

ニ. やむを得ず、水路側溝を添架して横断する場合（添架部の手前に設置）

7. 水道メーターの設置

水道メーターの設置は、給水条例第21条、及び給水条例施行規程第10条の規定に基づき設置し、かつ次の各号によるものとする。

- (1) 水道メーターの位置は、原則として敷地内の屋外（公私境界から1.5m以内）で点検しやすく、乾燥して汚水が入りにくく、かつ外力により破損しない個所を選定しなければならない。
- (2) 水道メーターは逆付けしないよう注意し、止水栓の伸縮を保ち、水平かつ下の平板との間隔をとり、箱の据付けに対しても適度の高さを保つよう設置しなければならない。
- (3) 水道メーターの前後に、管口径の10倍以上の直管部を設けること。
- (4) 水道メーターまわりでの戻し配管は避けること。
- (5) 一つの建物であっても構造上、利用上独立して使用される区画が設けてあるものは、個々の居住者を供給対象とみなして、それぞれ設置する。
- (6) 同一敷地内で同じ目的で使用される給水装置については、建物の棟数に関係なく1個の水道メーターを設置する。ただし、二世帯住宅等のように同一敷地内に別の需要者がいる場合は、それぞれに1個の水道メーターを設置することができる。
- (7) ブースターポンプを設ける施設については、ブースターポンプごとに1個のメーターを取付ける。
- (8) 受水槽を設ける施設については、受水槽ごとに1個の水道メーターを取付ける。
- (9) 共同住宅等で使用箇所が不明瞭な場合は、水道メーター（箱内）には部屋番号、略図等

で使用箇所を記入した表示版を設置すること。

- (10) メーター口径50mm以上の場合には電子遠隔式水道メーターを使用する。
- (11) 集合住宅等で各階に需要者がおり、戸別にメーターを設置する場合は、原則直読式メーターを使用し、1階の建物の外に設置しなければならない。
- (12) 親メーターの設置
 - 次のいずれかに該当する場合は親メーターを設置しなければならない。
 - (A) ブースターポンプを設置し、ブースターポンプ以降の各戸にメーターを設置する場合。
 - (B) 受水槽を設置し、受水槽以降の各戸にメーターを設置する場合。
- (13) 私設メーターの設置
 - 私設メーターを設置する場合は、越前市私設メーター設置基準に基づいて設置すること。

8. 水道管の表示

水道メーターまでの道路部の給水管には、土被りの半分程度まで埋め戻した位置に碎石を平坦に敷き均し、埋設標示テープを管天上に沿って敷き、テープが乱れないように埋戻し、分水栓の上部には識別マーカをテープに打込むように設置すること。

3. 5 給水管の保護

給水管の保護は、次のとおりとする。

1. 凍結防止

露出、隠ぺい、パイプシャフト内等の配管で凍結のおそれがある場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒処置を講じること。

2. 損傷防止

- (1) 露出配管等で外界から衝撃を受けるおそれのある場合は、サヤ管を設ける等有効な損傷防止の処置を講じること。
- (2) 給水管が壁面に貫通する場合はスリーブ間隔を弾性体で充填する等、有効な損傷防止の処置を講じること。

3. 防食防止

酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある個所に布設する給水管は、耐食性テープを巻くか、又は防食性塗料を塗布する等の適切な防食処置を講じること。

4. 電食防止

電食のおそれがある個所に布設する場合は、電食を受けにくい非金属管を使用する。やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁材で管を防護する等、電食防止処置を講じること。

5. 水撃作用防止

- (1) 給水装置には、過大な水撃作用（ウォーターハンマー）を与える器具を使用してはならない。やむを得ずこのような器具を使用する場合は、器具の上流側に近接して水撃防止器具を設ける等、水撃作用を防止、あるいは緩和する処置を講じること。
- (2) ボールタップは比較的水撃作用の少ないレバーの長いもの、又は複式のものを使用すること。又、浮子が波で上下しないよう、波浪防止壁を設けること。

6. 振動防止

露出配管を行なう場合は振動防止のため、70cm以内の間隔で支持金具を取付けること。

7. 油類浸透防止

油類の浸透するおそれのある場所は、金属管で保護すること。

3. 6 逆流防止

給水装置は、いかなる場合でも汚水が逆流して、水質が汚染されるおそれがないよう、次の処置を講じること。

1. 水の流出部は必ず逆流を防止できる構造のものとする。
2. 貯留式湯沸器、ウォータークーラー等の器具には逆流防止器を取付けること。
3. 直結方式において3階に給水装置がある場合は、二次側のメーターBOX直後部分に逆止弁を設置すること。また、3階の給水装置口径は20mm以上とすること。
4. ブースターポンプを設置する場合は、減圧式逆流防止器内蔵のものとする。ブースターポンプ以下の各戸ごとのメーターBOX直後部分に逆止弁を設置すること。
5. 受水槽を設置し、受水槽以下に個別の利用者がいる場合は、各戸ごとのメーターBOX直後部分に逆止弁を設置すること。

3. 7 給水器具

1. 給水装置に直結する給水器具は政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの、及び製造又は販売業者が自らの責任において当該製品の政令第4条に定める構造、材質基準への適合性を証明した製品を使用しなければならない。
2. 水撃（ウォーターハンマー）が生じやすい給水器具や機械の使用は避けること。
3. 水圧、水量に適した給水器具等を使用すること。
4. 給水管に停滞空気が生じ、通水を阻害するおそれがある場合は排気装置（空気弁等）を施すこと。
5. 定期的に保全管理の必要な給水器具については取扱説明、保全管理項目の提示等使用者に徹底できる処置をとるとともに、維持管理を励行するよう充分説明を行うこと。
6. 共同住宅で複数個以上設置する給水器具は、事前に承認を受けて設置すること。

4. 施工

4. 1 工事の施工

1. 給水装置の工事は、市長が給水装置工事事業者として指定したものに施工させなければならない。
2. 前項の工事は、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、施工承認を得たのちでなければ着工してはならない。受水槽以下の給水設備についても同等の扱いとする。

4. 2 許可の取得等

給水工事の施工にあたっては関係官公署の許可等の取得及び確認をすること。

1. 給水装置工事承認。
2. 道路掘削占用許可。

3. 道路使用許可。
4. 河川占用許可。
5. 埋設物の確認等。

4. 3 安全管理

道路工事を施工するにあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）に基づくものとする。（別冊）

4. 4 掘削

1. 掘削には交通、保安設備、地元区長及び附近居住者に着工周知の徹底等、必要な諸般の準備を整えたいえ着手すること。
2. 道路掘削は、その日のうちに埋め戻し、仮復旧が完了できる範囲内にとどめること。
3. 各種舗装の取壊しはコンクリートカッターを使用して、切り口を直角にし、断面は粗雑にならないようにしなければならない。
4. 床掘り箇所付近に崩壊又は破損のおそれがある構造物等があるときは、特に注意し悪影響を及ぼさないよう処置しなければならない。
5. 床掘り最下部を掘り取る場合は、床掘り最下面の土砂をかく乱しないようにすき取らなければならない。
6. 必要に応じて交通整備員の配置、又は仮信号設備等の処置をすること。

4. 5 埋戻し

埋戻しについては、掘削許可条件に基づき、次の各号に従い丁寧に施工する。

1. 埋戻しは、原則として切込砕石（RC-40）により入替えること。
2. 埋戻しに際しては、給水管その他付帯設備に損傷を与えないよう管底10cm、管上20cmまでは砂（砕砂（0～5mm））で保護埋戻しを行うものとする。
3. 転圧は、管周を丁寧につき固めたのち、市道部においては厚さ20cm毎に、県道・国道部においては厚さ15cm毎に、埋戻しと付固めを交互に入念に行い、上層は路面に起伏が生じないように敷きならすこと。
4. 埋戻し完了後は舗装道については即時仮復旧を行うこと。

4. 6 給水装置の撤去

給水装置を撤去する場合は分水栓止めとする。分水栓は砲金キャップを取りつけた後、耐食性シートで完全に防護すること。

ただし、メーター以降の撤去をし、中止扱いする場合は維持管理のできるよう給水装置としての最少設備を確保すること。（給水装置としての最少設備とは、開閉できるメーターBOXと、そのBOX内で止水が確認できる1箇所以上の水栓設備をいう）

4. 7 水圧検査

1. 一次側

(1) 給水管の場合

配水管に分水栓を取付け、メーターまでの配管が終了したら、自記圧計で水圧0.75Mpaまで加圧し、水圧低下がある場合再度0.75Mpaまで増圧する。水圧が安定したところで市係員の立会いのもとに10分間保持し、接合部等の漏水の有無等について確認を受ける。水圧の異常低下（水圧低下20%越え、0.6Mpa未満）がないか確認し、その後分水穿孔を行うこと。

検査記録紙、及び実施状況写真は給水工事原票に添付し提出すること。

(2) 不断水割丁字による分岐の場合

配水管に不断水割丁字の取付けが終了したら、市係員の立会いのもとに自記圧計で水圧1.00Mpaまで加圧して15分間保持し、接合部の漏水の有無等について確認を受ける。水圧の異常低下（水圧低下5%越え、0.95Mpa未満）がないか確認し、その後分水穿孔を行うこと。

検査記録紙、及び実施状況写真は給水工事原票に添付し提出すること。

2. 二次側

屋内の給水装置が完了したときは、指定給水装置工事事業者の責任において1.00Mpa、15分間の水圧検査を自記圧計で実施すること。なお、水圧検査は量水器を取り外して行い、量水器に直接に水圧をかけてはならない。水圧の異常低下（水圧低下20%越え、0.8MPa未満）がないか確認し、水圧の低下がみられる場合は、再度水圧検査を行うこと。

検査記録紙、及び実施状況写真は給水工事原票に添付し提出すること。

ただし、上下水道課が必要とした時は、水圧検査時に上下水道課職員の立会いと確認を受けなければならない。

※受水槽方式から直結方式又は直結増圧方式に切替える場合は、1.75MPa、1分間を原則とする。ただし、上下水道課が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

※設備の増設や井水等からの切替えなど、既設管に接続する場合は、0.6MPa、3分間を原則とする。

3. 共用管

共同住宅等のように、宅内に共用管を布設する場合は、共用管部分において自記圧計で水圧1.00Mpaまで加圧し、24時間保持し、接合部の漏水の有無等について市係員の確認を受ける。水圧の異常低下（水圧低下5%越え、0.95Mpa未満）がないか確認し、水圧の低下がみられる場合は、再度水圧検査を行うこと。市係員の確認後、各戸分岐部の分水穿孔を行うこと。

検査記録紙、及び実施状況写真は給水工事原票に添付し提出すること。

4. 8 断水時の広報

給水管の取出しは原則として不断水穿孔で施工するが、やむを得ず断水を行う場合は市係員と協議のうえ、その指示に従い需要家にその旨をお知らせ等で周知すること。又、工事完了後通水を確認し、断水の協力と感謝のお礼を広報する。

4. 9 禁止事項

給水工事に際しては、次の事項に留意しなければならない。

1. 一次側の給水管はいかなる理由があっても屋内その他の構造物の下に布設してはならない。
2. 給水管に、直接にポンプ及び圧力タンクを取り付けてはならない。
3. 給水管は、自家水道その他いかなる管とも連結（バルブによる切替等）してはならない。
4. 2個以上の給水装置を相互に連結してはならない。
5. 給水工事の承認のない工事は如何なる理由があっても、これを施工してはならない。

5. 給水装置工事の申込手続き、審査、検査

5. 1 申込受付

給水装置工事の申込は需要者が越前市指定給水装置工事事業者に工事を委任して指定給水装置工事事業者を通じ市長に申し込むものとする。

5. 2 給水装置工事の申込と審査

指定給水装置工事事業者における給水装置工事の申込は、次の各号によらなければならない。

1. 給水を受けようとする需要者が指定給水装置工事事業者を選定し、指定給水装置工事事業者に給水装置工事を委任する。
2. 指定給水装置工事事業者は申込に必要なすべての書類を需要者に説明し、納得のうえ作成し市長へ提出すること。
3. 市が受付をするときは、指定給水装置工事事業者が需要者から正式に委任を受け、申込に必要なすべての書類が作成され、審査の結果本仕様書に適合していると認めたときとする。
4. 申込時提出する書類等は次のとおりとする。

(1) 給水工事申込書（給水工事原票の写）

(2) 給水工事原票

他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置する場合、ならびに他人の給水装置から分岐しようとするときは、給水工事原票にそれぞれの所有権者の承認を得ること。

(3) その他

必要により完成前水道使用申請書、道路占用許可申請書、道路使用許可申請書、路面復旧費計算書、既設メーター設置状況写真、公図、建築確認申請書に添付した図面等を提出すること。

5. 3 工事の着手

市上下水道課の承認後でなければ工事に着手してはならない。

5. 4 竣工

1. 指定給水装置工事事業者は給水装置工事が完了したら完成届（給水工事原票）を上下水道課へ提出すること。また、水圧検査記録紙、水圧検査実施状況写真、及び一次側施工状況写真を添付すること。

2. 竣工図面は需要家に提出すること。

5. 5 給水装置の使用開始

工事完成後、市係員の竣工検査を受けた後でなければ、給水装置を使用開始してはならない

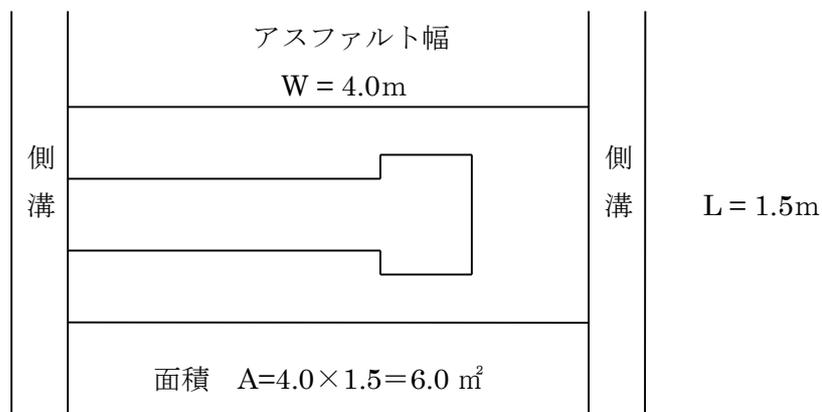
5. 6 路面復旧費の算定

舗装道路の掘削を伴う場合は、路面復旧費を上下水道課および道路管理者と協議して算定し、路面復旧計算書を申請時に提出すること。

路面復旧費の考え方

- ・横断の場合

アスファルト幅 4.0m（有効幅員 5.0m）の例



※ 有効幅員（蓋付き側溝は幅員に含む）が 5.5m以上の場合は、
L=2.0mとなる。

- ・縦断の場合

掘削位置や道路状況に応じて、復旧面積や復旧工法が異なるため、現場ごとに市係員および道路管理者と協議して、路面復旧費を算定すること。

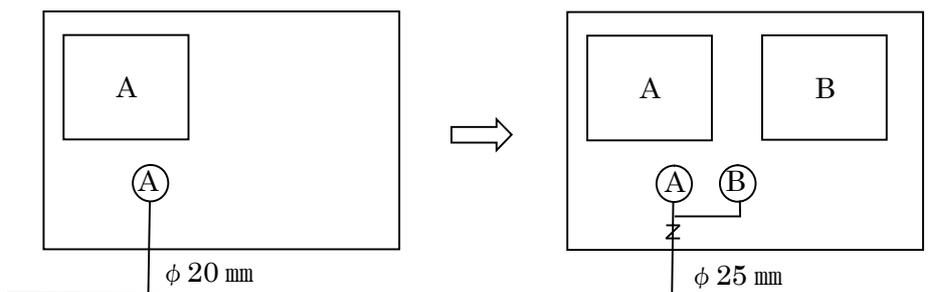
- ・国道、県道、市道以外及び歩道の場合

市で路面復旧工事を施工しないため、路面復旧費は算定しない。

二世帯住宅の考え方

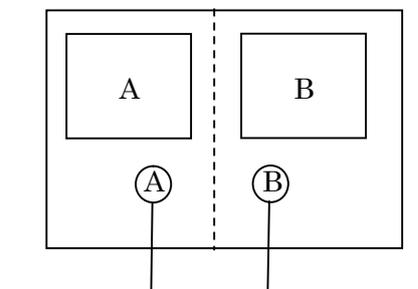
同一敷地とは、公図等で区画が分かれていない敷地、及び構造物等により区画が独立していない敷地のことをいう。

- 二世帯住宅の基本パターン



ただし、以下の条件のいずれかを満たす場合は独立された敷地とみなし、Bに対して新規給水管引込みを可能とする。

- 分筆されている
申請時に公図等を提出すること。
- 構造物等で区画が独立されている
申請時に、建築確認申請書に添付した図面を提出すること。



資材特記仕様書（給水工事）

越前市水道給水装置工事仕様書に基づき市長が認めた資材は下記のとおりとする。

令和6年4月1日改正

資材名		規格	メーカー	仕様
サドル分水栓		JWWA B117	田淵 前沢給装 栗本 前田 積水化学工業(株)	CIP用NS型 CP30型 VP用NS型 VP10型 ※NPb処理（表面改質） EFサドル（止水タイプ）
不断水割丁字			コスモ 大成 水研	
エラスジョイント 分水用エラス			田淵 前沢給装 栗本 前田	※NPb処理（表面改質）
量水器直結 用止水栓	盗水防止型		前沢給装 増田 前田 タブチ	φ13～25 ※NPb処理（表面改質）
量水器直結用リングバルブ			日興	φ40～50 ※NPb処理（表面改質）
量水器ボックス			大門	蓋 FCD 泥よけ付き
ソフトシール 仕切弁	φ50～150	JWWA-B120	清水工業 清水合金 角田鉄工(株)	JIS 7.5kg/cm ² ゴム弁座 ※1 右閉左開、(旧味真野簡水 区域・今立区域は左閉右開) ※2 一次側仕切弁として使用 ※3 排泥弁としての使用不可
	φ20～φ40		前沢給装工業(株) (株)日邦バルブ (株)タブチ	※1・2・3 同上(φ20・25 は 左開のみ) φ20・25 丸ハンドル φ40 キーボックス
スリース弁筐			青木	鉄蓋付き
逆止弁			日邦 前沢給装 タブチ 栗本	単式
HIVP管 HI継手 HIRR管		JWWA K118 JWWA K119	積水 三菱 アロン 信越 ヴァンテック(株)	JISK6742 JISK6743
PE管			(株)クボタケミッ クス (株)イノアック住 環境	JISK6762 φ20～25

PE 継手		(株)日邦バルブ 前澤給装工業(株) (株)タブチ 前田バルブ工業 (株)	φ 20～25
HPPE 管 HPPE 継手		積水化学工業(株) (株)クボタケミッ クス	φ 40
メカ型 (離脱防止付)		(株)川西水道機器	φ 40
ステンレス鋼管 ステンレス継手	JWWA G115 JWWA G116	理研	
メタリングパッキン		前田	
伸縮可とう離脱防止継手		川西水道	VP、PE及び鋼管用

◎ φ 50mm以上の配管材料は配水管資材特記仕様書による。

◎ 給水器具については、日本水道協会規格 (JWWA) 適合品を使用する。

◎ 特に指定のない修繕用資材については、JIS、JWWA の規格適合品とする。

配水管資材特記仕様書

令和6年4月1日改正

資材名	規格	口径	メーカー	仕様	備考
ダクタイル 鋳鉄管	JISG5526	φ75 以上	久保田鉄工 栗本鉄工 日本鋳鉄管(株)	T型、K型、NS型 T型はゴム輪を含む	
	JDPA G 1049	φ75～ φ250	(株)栗本鉄工所 (株)クボタ	GX形	
ダクタイル 粉体異形管	JWWAG112	φ75 以上	久保田鉄工 日本鋳鉄管(株) 栗本鉄工 (株)イトー鋳造 朝日鋳工(株)	内面球形樹脂粉体塗装 (3FT字管、F短管を含む) 岡本(NBK)	
	JDPA G 1049 JWWA G 114 JWWA G 121	φ75～ φ250	(株)栗本鉄工所 (株)クボタ (株)ハズ	GX形	
ダクタイル鋳鉄管 継手類	メカ型 (離脱防止付)	φ40～ φ150	川西水道	内面球形樹脂粉体塗装	
水道用耐震型高性能ポリエチレン管	・JWWA K144 ・配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 ・メーカー規格	φ50～300	積水化学工業(株) (株)クボタケミックス		
水道用耐震型高性能ポリエチレン管 継手類	・JWWA K145 ・配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 ・メーカー規格	φ50～300	積水化学工業(株) (株)クボタケミックス		
ビニール管 (ゴム輪片受管)	JWWAK129	φ40 ～ φ150	積水化学 アロン化成 信越ポリマー(株) 三菱樹脂 (株)ヴァンテック		
ビニール管 継手類	メカ型 (離脱防止付)	φ40～ φ150	川西水道 大成機工 コスモ工機	内面粉体塗装 本体ダクタイル製	
	JWWAK130	φ40 ～ φ150	三菱樹脂 久保田鉄工 積水化学 川西水道	離脱継手	

鋼 管	JISG3452 (配管用炭素鋼 鋼管)(添架用)	φ 75 以上	明和工業	内面粉体塗装 外面(FRP)防食	◆
			東海鋼管	内外面粉体 ナイロン 12 樹脂	◆
仕 切 弁	JWWA B-122 (旧味真野簡水 区域・今立区域 は左閉右開)	φ 50～ φ 150	清水工業 清水合金 前沢工業 角田鉄工(株) 宮部鉄工(株)	JIS 7.5kg/c m ² フランジ型(上水 用)内外面水道用エポキシ樹脂 粉体塗装、FCD 製、右閉左 開	
		φ 200～ φ 500		JIS 7.5kg/c m ² FCD 製 右閉左開、内面エポキシ粉体塗 装、ホールヘアリング入 φ 500 以上は副弁付	◆
GX 形仕切弁	JDPA G 1049	φ 75～ φ 250	株栗本鉄工所 株クボタ 株清水合金	使用圧力 1.0MPa	
特 殊 押 輪		φ 75 以上	水研 大成 コスモ クダイト工業(株)	SM-3 TN-30Q 型 TN-30 CMT カミック 40L、80	
タイグリッブ		φ 75～ φ 250	水研 コスモ 大成 クダイト工業(株)	ST-S CT-N 型 新 II 型 K-80W タカミック 40	
ダクタイル 可とう管		φ 75～ φ 400	水研 大成	FBW(ダブル型) (沈下量±口径以上とする)	◆
空 気 弁	JWWAB137 MAV-13～75	φ 13～ φ 75	明和工業 前沢工業 角田鉄工(株) 宮部鉄工(株)	内外面粉体塗装 不凍結急速型(SUS304)	
地上式消火栓		単口 双口	前沢工業 株北川鉄工所	打倒式 H=1.1 H=1.3 (C101KMY 型、No.22KII・ 39W) 内面粉体塗装	●
地下式消火栓	JWWAB103 JWWAB126	単口 双口	清水工業 清水合金 前沢工業 角田鉄工(株) 宮部鉄工(株)	本体:FCD 製内外面粉体塗装 口金アップ型(ステンレス製) 補修弁:FCD 製内外面粉体 H=150(単口)H=200	
排気弁付 地下式消火栓	JWWAB103 -2000	単口	協和工業(株)	内外面粉体塗装	
仕切弁筐	FAG FAK FAJ	φ 50 φ 75～150 φ 200～	川彦(株) トミス 株ダイモン 平野鑄工 日之出水道機器(株)	FCD 製:内襯式 口径入	●
消火栓筐	単口 双口	350×500 450×600	トミス 日之出水道機器(株)	レジコン製ボックス	●

不断水仕切弁 (インサート)		φ75～	コスモ工機 大成機工(株)	本体:ダクタル製 内面粉体塗装	◆
不断水簡易仕切弁 (ストップ)		φ75～	水研 大成機工(株) コスモ工機	本体:ダクタル製 内面粉体塗装	◆
不断水割丁字管 耐震型不断水割丁 字管		φ75～	コスモ工機 水研 大成機工(株)	本体:ダクタル製 内外面粉体塗装	◆
伸縮継手 (パローズ)		φ75～	東京螺旋管 (又同等品)	内面粉体塗装 (伸縮量±50 mm)	◆
識別マーカ―	MK-1W 青色 147.6kHz		フジテコム(株)		
管標示テープ			サンエス護謨工業 (株)	上水道用年号入り 幅 50mm×長さ 20m	
<p>注)：管及び継手類は全て日本水道協会の検査合格品でなければならない。又、製造年月日については当年(度)とする。</p> <p>：下水道関連工事にともなう仮設配管材(メカ型継手)は川西水道(株)のものとする。</p> <p>◆印 ミルシートを提出すること。</p> <p>●印 市章入りであること。</p>					

水 道 法 抜 粋

1. 指定給水装置工事事業者

1. 指定の基準（法 25 条の 3）

水道事業者は、第 16 条の 2 第 1 項に指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事務所ごとに、第 25 条の 4 第 1 項の規定により給水装置主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

・厚生労働省令で定める機械器具（水道法施行規則第 20 条）

法 25 条の 3 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

1. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
2. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
3. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
4. 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しないものであること。

イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

・厚生労働省令で定める者（水道法施行規則第 20 条の 2）

法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ニ. 第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当するものがある者

2. 事業の基準（法 25 条の 8）

指定給水装置工事事業者は、厚生省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

・事業の運営の基準（水道法施行規則第 36 条）

法第 25 条の 8 に規定する厚生省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、

次の各号に掲げるものとする。

1. 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、法25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及びその他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
3. 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事するものの給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
5. 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ. 令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
 - ロ. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
6. 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ. 施主の氏名又は名称
 - ロ. 施行の場所
 - ハ. 施行完了年月日
 - ニ. 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ. 竣工図
 - ヘ. 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト. 法25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

3. 報告または資料の提出（法25条の10）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2. 給水装置工事主任技術者

1. 資格試験

2. 職務（法25条の4第3項）

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - ・政令で定める基準（水道法施行令第6条）
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に対し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れる恐れがないものであること。
 - (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

4. その他の厚生労働省令で定める職務

- ・給水装置工事主任技術者の職務（水道法施行規則第23条）

法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

 - (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - (2) 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

3. 立会い（法25条の9）

水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置にかかる給水装置工事を施行した指定給水装置工事者に対し、当該給水装置工事を施行した事務所の給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる